

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	改良住宅に関する事務 基礎評価項目書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、改良住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

改良住宅の管理業務を指定管理者が行う場合は、情報セキュリティのための体制については、基本協定の中で個人情報取扱特記事項を定め遵守している。
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	改良住宅に関する事務
②事務の概要	<p>住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)による改良住宅の入居決定等、入居者の管理に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地区改良法に基づき改良地区における住宅困窮者に対し、改良住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、住宅地区改良法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第26条に掲げる事務に使用する。 <p>①住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収 ②住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ③住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、審査、決定 ④住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、審査、決定 ⑤住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求 ⑥住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等又は同法第48条の条例で定める事項 ⑦住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第1項の家賃の決定 ⑧住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、審査、決定 ⑨住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収 ⑩住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査、決定 ⑪住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の四前段のあっせん</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム(改良住宅)
2. 特定個人情報ファイル名	
の入手から保管・廃棄までのプロセス」】	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠</p> <p>(1) 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表52の項、 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第26条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし) 2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 建設部 住宅課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 周南市役所 建設部 住宅課
(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 周南市役所 建設部 住宅課
(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。

变更箇所